

大分市公告第295号

次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和4年7月1日

大分市長 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 新環境センター整備事業
- (2) 履 行 場 所 大分市大字上戸次地内
- (3) 事 業 期 間 契約締結日 から 令和29年3月31日まで
- (4) 事 業 の 概 要 別紙「新環境センター整備事業入札説明書」のとおり
- (5) 提 案 上 限 額 104,500,000,000円（消費税相当額を含む）
95,000,000,000円（消費税等相当額を除く）
なお、最低制限価格又は低入札価格調査等は設けない。

2 競争参加資格

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本事業を実施する者（以下「PFI事業者」という。）に出資する企業（以下「構成員」という。）と PFI 事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。入札参加者は、構成員のみとする 것도可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより「設計・施工監理を行う者」を除き、1者とする 것도可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 設計・建設業務において、「2(2)ウ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 (ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・建設を行う者の要件」を満たす1者は構成員とならなければならない。また、運営業務において、PFI 事業者から直接、「運転管理業務」「維持管理業務」の業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。

ウ 構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

エ 入札参加者は、「2(2)ウ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 (ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・建設を行う者の要件」を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は、PFI 事業者の最大の出資者とする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。

オ 参加表明書提出以降、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

カ 構成企業が、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。ただし、処理残渣の運搬を行う者（残渣運搬事業者）及び処理残渣の資源化を行う者（残渣資源化事業者）については、この限りでない。

ない。

キ 構成企業のいずれかと財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

（2）入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、次のアからクの要件を満たす者で構成すること。なお、同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

また、各種要件に関する基準日は入札参加資格申請書提出日とする。

ア 本施設の土木工事の設計・建設を行う者の要件

本施設の土木工事の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者を含むこと。

(7) 令和 4 年度の市の入札参加資格「土木一式工事」の登録がされている者であること。設計・建設を行う者が異なる場合、設計を行う者は市の入札参加資格「土木コンサルター土木（全体）」の登録されている者であること。

(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ロ) 建設業法の規定による土木工事業に係る監理技術者資格証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。(建設業法第 7 条第 2 号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本事業の技術者として配置できない。)

(エ) 最新の経営事項審査総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が 800 点以上であること。

イ 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者を含むこと。

(7) 令和 4 年度の市の入札参加資格「建築一式工事」の登録がされた者であること。設計・建設を行う者が異なる場合、設計を行う者は市の入札参加資格「建築コンサルター建築（全体）」の登録されている者であること。

(イ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ロ) 設計を行う者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(エ) 建設業法の規定による建築工事業に係る監理技術者資格証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。(建設業法第 7 条第 2 号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本事業の技術者として配置できない。)

(オ) 最新の経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。

(カ) 地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設（平成 14 年度以降に受注した施設に限る。）で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計・建設工事の実績を有すること。(プラントメーカーから直接請負（一次下請け）の実績を含む。)

ウ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を満たす者を含むこと。

(ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 令和4年度の市の入札参加資格「清掃施設工事」の登録がされている者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建設業法の規定による清掃施設工事業に係る監理技術者資格証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。(建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本事業の技術者として配置できない。)
- ④ 最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- ⑤ 工事が完成し、引渡し済の以下の要件を全て満たす地方公共団体(一部事務組合等含む)発注の廃掃法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。なお、iからiiiは同一の施設を対象とする。
 - i 平成14年度以降に受注した地方公共団体の一般廃棄物処理施設
(ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設)
 - ii 1炉あたり115t/日以上かつ複数炉構成
 - iii 3年以上の稼働実績を有すること
 - iv DBO事業又はPFI事業による元請としての建設実績

(イ) マテリアルリサイクル推進施設の設計・建設を行う者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 令和4年度の市の入札参加資格「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」の登録がされている者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事業又は機械器具設置工事業につき特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建設業法の規定による清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者資格証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。(建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本事業の技術者として配置できない。)
- ④ 最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事又は機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- ⑤ 工事が完成し、引渡し済の以下の要件を全て満たす地方公共団体(一部事務組合等含む)発注の廃掃法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。なお、i及びiiは異なる施設でも可とする。
 - i 一般廃棄物を対象とした破碎設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有する施設であること。
 - ii 一般廃棄物を対象とした資源物(缶、びん、ペットボトル又は容器包装プラ)の選別及び圧縮成型、梱包(ペットボトル又は容器包装プラ)設備を有する施設であること。

iii 当該施設が稼働した実績を有すること。

エ 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営（余熱利用施設を除く。）を行う者は、次の要件を満たす者を含むこと。本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務「運転管理業務」、「維持管理業務」を担う者が、(ア)、(イ)を満たすこと。

(ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営を行う者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 令和4年度の市の入札参加資格「設備運転」又は「機械設備保守」の登録がされた者であること。
- ② 一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する者を本事業の現場総括責任者かつ大分市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例第2条における技術管理者の資格を有する者を一般廃棄物処理施設の技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。また、同条例による技術管理者の資格には、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習において、ごみ処理施設技術管理士として認定されたものも含むものとする。なお、「エ 本施設の運営を行う者の要件(イ)」の要件を全て満たす場合は、マテリアルリサイクル推進施設との兼務も可とする。
- ③ 工事が完成し、引渡し済の以下の要件を全て満たす地方公共団体（一部事務組合等含む）発注の廃掃法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のプラント設備に係る運営・維持管理（施設の運転管理と用役の調達・管理、日常的な点検・保守、簡易な補修を含む業務でも可とする）実績を元請（PFI事業、DBO事業や長期包括運営委託事業におけるSPCやプラントメーカー等の契約者から直接下請受託をしているものを含む）として有すること。なお、iからiiiは同一の施設を対象とする。
 - i 平成14年度以降に受注した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）
 - ii 1炉あたり115t/日以上かつ複数炉構成
 - iii 3年以上の稼働実績を有すること
 - iv DBO事業又はPFI事業における元請（SPCからの受託を含む）としての運営実績
- ④ エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営に当たり、PFI事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(イ) マテリアルリサイクル推進施設の運営を行う者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 令和4年度の市の入札参加資格「設備運転」又は「機械設備保守」の登録がされた者であること。
- ② 大分市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例第2条における技術管理者の資格を有する者を一般廃棄物処理施設の技術管理者として配置できること。また、同条例による技術管理者の資格には、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習において、破碎・リサイクル施設技術管理士として認定されたものも含むものとする。なお、「エ 本施設の運営を行う者の要件(ア)」の要件を全て満たす場合は、エネルギー回収型廃棄物処理施設との兼務も可とする。
- ③ 工事が完成し、引渡し済の以下の要件を全て満たす地方公共団体（一部事務組合等含む）発

注の廃掃法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設のプラント設備に係る運営・維持管理実績を元請（PFI 事業、DBO 事業や長期包括運営委託事業における SPC やプラントメーカー等の契約者から直接下請受託をしているものを含む）として有すること。なお、i 及び ii は異なる施設でも可とする。

- i 一般廃棄物を対象とした破碎設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有する施設であること。
- ii 一般廃棄物を対象とした資源物（缶、びん、ペットボトル又は容器包装プラ）の選別及び圧縮成型、梱包（ペットボトル又は容器包装プラ）設備を有する施設であること。
- iii 当該施設が稼働した実績を有すること。

- ④ マテリアルリサイクル推進施設の運営に当たり、PFI 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

オ 残渣運搬業務を行う者の要件

処理残渣の運搬を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 令和 4 年度の市の入札参加資格「旅行・運送業」、「その他」又は「その他（特殊）」の登録がされた者であること。
- (イ) 本業務を実施するために必要十分な施設（残渣を運搬するための車両等）を所有していること。
- (ウ) 本業務を実施するために必要な許認可を取得していること、又は試運転開始までに許認可を取得予定であること。

カ 残渣資源化業務を行う者の要件

処理残渣の資源化を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 令和 4 年度の市の入札参加資格「その他（特殊）」の登録がされた者であること。
- (イ) 提案する処理残渣の資源化実績を有すること。
- (ウ) 提案する処理残渣の資源化施設において本業務を実施するために必要な許認可を取得していること、又は試運転開始までに許認可を取得予定であること。

キ 余熱利用施設の運營業務を行う者の要件

余熱利用施設の運營業務を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 令和 4 年度の市の入札参加資格「サービス業」、「その他」又は「その他（特殊）」の登録がされた者であること。
- (イ) 公衆浴場（公衆浴場法第 1 条第 1 項で規定するもののうち、主に利用者の健康増進を目的としたものであること。）についての運営実績を有していること。
- (ウ) 余熱利用施設の運営に当たり、余熱利用施設運営事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

ク 設計・施工監理を行う者の要件

設計・施工監理を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。なお、要件(ア)及び(イ)を双方満たす場合は、1者とすることも可能とする。

- (ア) 建築物の設計・施工監理を行う者の要件

- ① 令和 4 年度の市の入札参加資格「建築コンサル―建築（全体）」の登録がされた者であるこ

と。

② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。

(4) 本施設のプラント設備の設計・建設監理を行う者の要件

① 令和4年度の市の入札参加資格「土木コンサル－廃棄物」の登録がされた者であること。

(5) 本業務に携わる者は、その者は「土木工事の設計・建設を行う者」、「建築物の設計・建設を行う者」、「プラント設備の設計・建設を行う者」と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ PFI法第9条の規定に該当する者。

ウ 市の令和4年度の入札参加有資格者名簿に登録されていない者。

エ 大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成12年大分市告示第477号)及び大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成21年告示第553号)に基づく指名停止期間中でないこと。

オ 廃掃法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)

ク 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。(再生手続開始の決定がなされた場合を除く。)

ケ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。

コ 清算中の株式会社で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。

サ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当する者。

シ 国税又は地方税を滞納している者。

また、以下の者は、構成企業としての参加制限に加え、直接又は間接を問わず、本入札提案に参加することはできない。

ス 以下に示す本事業に係る者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、本号において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を

超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

- ・株式会社エイト日本技術開発
- ・豊原総合法律事務所
- ・選定委員会委員及び当該委員が所属する法人

なお、実施方針公表以降に、本事業に関わって、当該委員及び当該委員が所属する法人に接触し、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけ等を行った場合は、入札参加資格を失うものとする。

3 入札手続等

(1) 契約担当課

郵便番号 870-8504

住 所 大分市荷揚町2番31号

名 称 大分市環境部清掃施設課 施設担当班（本庁舎 4階）

電話番号 097-537-5659

F A X 097-536-4487

E-mail seisosisetu@city.oita.oita.jp

(2) 事業者決定スケジュール

時 期	内 容
令和4年7月1日（金）	入札公告（入札説明書等の公表日）
令和4年7月6日（水）～8日（金）	現地確認
令和4年7月11日（月）～15日（金）	入札説明書等に関する質問の受付期間（第1回）
令和4年7月29日（金）	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）
令和4年8月8日（月）～12日（金）	参加表明書、入札資格確認申請書等の書類の受付期間
令和4年8月26日（金）	入札参加資格確認結果の通知
令和4年9月5日（月）～9日（金）	入札説明書等に関する質問の受付期間（第2回）
令和4年9月下旬	対面的対話の実施
令和4年10月14日（金）	入札説明書等に関する質問の回答（第2回）
令和4年12月5日（月）～9日（金）	入札提案書類の受付期間
令和5年2月中旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査
令和5年2月中旬	落札者の決定及び公表
令和5年3月下旬	基本協定締結
令和5年5月上旬	事業仮契約締結
令和5年第2回定例会議決日	事業契約締結

① 交付期間

令和4年7月1日（金）から令和4年7月15日（金）

② 交付場所、方法

「3（1）契約担当課」による配布、又は、市ホームページから入手すること。

なお、参考資料（要求水準書添付資料）は、市ホームページには掲載しない。

(3) 入札に関する手続き

① 建設予定地の現地確認

実施日：令和4年7月6日（水）から令和4年7月8日（金）までの9時から17時まで

実施内容：市職員による現地案内を行う。

申込方法：令和4年7月7日（木）までに「現地確認への参加申込書」（様式第10号）を電子メールにより提出すること。

② 入札説明書等に関する質問及び回答

質問期間：(1回目) 令和4年7月11日（月）から令和4年7月15日（金）16時まで

(2回目) 令和4年9月5日（月）から令和4年9月9日（金）16時まで

質問方法：「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより提出すること。

回答方法：(1回目) 令和4年7月29日（金）に市ホームページにおいて公表予定。

(2回目) 令和4年10月14日（金）に市ホームページにおいて公表予定。

③ 入札参加資格確認申請書類の提出

提出期間：令和4年8月8日（月）から令和4年8月12日（金）まで

（持参の場合は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く9時から17時まで）

提出方法：持参又は郵送

④ 入札参加資格確認結果の通知

結果通知：入札参加資格確認申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和4年8月26日（金）付郵送にて通知する。

⑤ 対面的対話の実施

申込期間：令和4年9月5日（月）から令和4年9月9日（金）16時まで

申込方法：「対面的対話への参加申込書」（様式第11号-1）を電子メールにより提出すること。

実施日：令和4年9月下旬を予定（市が入札参加者に別途通知する日時）

実施方法：以下のとおりとする。

(ア) 対面的対話は、市主催により実施する。実施方法等の詳細は、別途入札参加者に通知する。

なお、選定委員会委員が同席（オブザーバー参加）する予定である。

(イ) 対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言、評価は行わない。

(ウ) 事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対話の議事録は原則として公表する。

(エ) 対話の議事録は、対話終了後、2週間程度を目途として、市のホームページに掲載する。なお、対話の内容が入札参加者固有のノウハウに基づく部分等については、一部非公表とする場合がある。

⑥ 入札提案書類の提出

提出期間：令和4年12月5日（月）から令和4年12月9日（金）16時まで

提出方法：持参又は郵送

⑦ 提案書に関するヒアリング

開催日時：令和5年2月中旬（別途通知）

実施方法：ヒアリングについては入札参加者毎に行い、時間は1入札参加者につき90分程度（入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答60分）を想定。

⑧ 開札

開催日時：令和5年2月中旬（別途通知）

実施方法：入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。また、開札には、選定委員会委員（委員長等）が立ち会う。

⑨ 落札者の決定

市は、選定委員会による落札候補者選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

入札結果については、落札者決定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

なお、本事業は、議会の議決に付すべき事項に該当するため、仮契約の後、大分市議会による議決を得たときに本契約が成立する。

4 現場説明会 実施しない。

5 入札保証金 免除とする。

6 契約保証金 次に掲げるとおりとする。

ア 設計・建設期間における保証

設計・建設業務に係る対価の100分の10以上の額を契約締結日までに納付するものとする。なお、事業契約書（案）に示す保険会社等による保証も可とする。

イ 運営期間における保証

各事業年度の契約金額の100分の10以上の額を運営期間における事業年度ごとに、当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。なお、事業契約書（案）に示す保険会社等による保証も可とする。

残渣運搬事業者、残渣資源化事業者、余熱利用施設運営事業者は、それぞれの業務に係る各事業年度の契約金額の100分の10以上の額を運営期間における事業年度ごとに、当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。なお、事業契約書（案）に示す保険会社等による保証も可とする。

7 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者としての資格のない者のした入札

イ 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

ウ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

エ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定しがたい入札

キ その他入札参加者の資格を具備しないもの

8 留意事項

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に

抵触することのないように留意すること。また、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

- (2) 入札に関して入札参加者が要する費用については、それぞれの入札参加者の負担とする。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 入札提案書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属するが、提出された入札提案書類は、公表、展示、その他市が本事業に関して必要と認める用途に用いる場合、入札参加者の承諾がある場合に限り、市はこれを無償で使用するものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出された入札提案書類は返却しない。
- (5) 入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (6) 札参加者が1者であった場合も、新環境センター整備事業落札者選定基準書に従い入札提案書類の審査を行う。
- (7) 新環境センター整備事業入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては市のホームページにおいて公表する。また、参加資格の審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。
- (8) 市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (9) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- (10) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (11) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

9 その他

詳細は、新環境センター整備事業入札説明書等によるものとする。